別記第六十一号様式（在外公館等における在外投票に関する調書の様式）（第六十一条関係）

（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

在外公館等における在外投票に関する調書

何在外公館（何出張駐在官事務所）

［略］		
5　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第103条第１項の規定により読み替えて適用される同令第92条第２項の規定により不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を返還した者	人	
［略］		

何年何月何日調製

在外公館の長　在何日本国大使（在何日本国総領事）　氏　名　　印

備考

［１～５　略］

６　投票用紙及び投票用封筒を返還した者がいる場合は、「４　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第104条第２項の規定により郵便等による在外投票の投票用紙及び投票用封筒を返還した者」欄又は「５　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第103条第１項の規定により読み替えて適用される同令第92条第２項の規定により不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を返還した者」欄の「備考」欄にその者の氏名を記載し、返還後、令第94条第１項の規定による申請により行った投票用紙及び投票用封筒の交付等については「２　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第94条第１項の規定による申請により投票用紙及び投票用封筒を交付した者」欄の「人数等」欄に記載しなければならない。

７　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式（投票録の様式）その一の備考11に準ずる。

別記第六十三号様式（在外投票人の不在者投票に関する調書の様式）（第六十四条関係）

［様式　略］

備考

［１～４　略］

５　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式（投票録の様式）その一の備考11に準ずる。

別記第六十四号様式（指定在外投票区等における投票録の様式）（第六十五条関係）

［様式　別紙十六　挿入］

別記第六十七号様式（開票録の様式）（第六十七条関係）

何年何月何日

執　　行

国民投票開票録（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

何開票区

［略］				
(1)　投票の内訳	合計（投票総数と無効投票を合計した数）	投票総数（賛成票と反対票を合計した数）	無効投票	
			無効投票率　　％	
［略］				

別記第六十一号様式（在外公館等における在外投票に関する調書の様式）（第六十一条関係）

（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

在外公館等における在外投票に関する調書

何在外公館（何出張駐在官事務所）

［同左］		
5　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第103条第１項の規定により読み替えて適用される令第92条第２項の規定により不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を返還した者	人	
［同左］		

何年何月何日調製

在外公館の長　在何日本国大使（在何日本国総領事）　氏　名　　印

備考

［１～５　同左］

６　投票用紙及び投票用封筒を返還した者がいる場合は、「４　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第104条第２項の規定により郵便等による在外投票の投票用紙及び投票用封筒を返還した者」欄又は「５　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第103条第１項の規定により読み替えて適用される令第92条第２項の規定により不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を返還した者」欄の「備考」欄にその者の氏名を記載し、返還後、令第94条第１項の規定による申請により行った投票用紙及び投票用封筒の交付等については「２　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第94条第１項の規定による申請により投票用紙及び投票用封筒を交付した者」欄の「人数等」欄に記載しなければならない。

７　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式（投票録の様式）の備考10に準ずる。

別記第六十三号様式（在外投票人の不在者投票に関する調書の様式）（第六十四条関係）

［様式　同左］

備考

［１～４　同左］

５　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式（投票録の様式）の備考10に準ずる。

別記第六十四号様式（指定在外投票区等における投票録の様式）（第六十五条関係）

［様式　別紙十七　挿入］

別記第六十七号様式（開票録の様式）（第六十七条関係）

何年何月何日

執　　行

国民投票開票録（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

何開票区

［同左］				
(1)　投票の内訳	投票総数	有効投票	無効投票	
			無効投票率　　％	
［同左］				